

2021年4月15日

大阪府労働委員会会長様

申立人 所在地 大阪市中央区北浜東1番17号8階

名称 大阪教育合同労働組合

代表者 執行委員長 増田俊道



不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号違反について労働委員会規則第32条により、次の通り申し立てます。

1 被申立人

所在地 長岡京市粟生西条26

名称 学校法人 京都西山学園

代表者 理事長 櫻井悦夫

2 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、2021年3月31日以降、契約を更新しないとしたXXXX組合員、XXXX組合員の契約更新を行わなければならない。
- (2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書きして、短大正門わきに1ヶ月間掲示しなければならない。

2021年 月 日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 増田俊道様

学校法人京都西山学園

理事長 櫻井 悅夫

陳謝文

京都西山短大と貴労組は2020年3月の組合加入以来、労働条件および短大運営に関して団体交渉を行ってきました。そのような中、貴労組からの組合員たちの雇い止めを行わないこととする2021年1月6日付団体交渉の申入れについて、合理的な理由を説明することなく、また、団交途中にもかかわらず組合員たちに雇い止め通知書を発出しました。また正式な手続きもなく、学

内の科目やコースの改変を行ない、組合員らの雇い止めを正当化し、組合に決定を押し付け、交渉権を奪いました。これら一連の行為は、労働組合法第7条第1号から同条第3号までに該当する不当労働行為であり、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような不当労働行為を一切行わないことを約束します。

以上

3 不当労働行為を構成する具体的な事実

(1) 当事者

- ①申立人、大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）は、1989年1月23日に教育に関する労働をしている者が結成した労働組合である。申立時において被申立人において雇用されている組合員は4名である。
- ②被申立人の学校法人京都西山学園は、京都西山短期大学（以下「西山短大」という。）、京都西山高等学校、向陽幼稚園を設置する学校法人である。

(2) 本件不当労働行為を構成する事実

① 不当労働行為に至る背景

2018年10月、西山短大に勤務する1名の講師が昇進差別をされているという訴えから、組合に加入した。

2020年3月、同じく西山短大に勤務する8名の講師等が低賃金に留め置かれている状況や所属する国際交流センター（以下「センター」という。）の運営改善を求め組合加入し、同月5日、組合は組合員であることの通知および団体交渉申入れ書（甲第1号証）を西山短大に送付し、同月23日に新たな組合員通知と団体交渉追加申し入れ書（甲第2号証）を送付した。

その後、2021年3月末までに計11回の団体交渉が行われたが、西山短大は常に学外での団交を条件とした。団交では、組合員らの賃金改善について組合側の要求を受け入れ合意に至ったものもあったが、最も懸念されていた組合員らの多くが所属するセンターの運営については明らかにされず、センターの存続が危惧される状態が続いた。そのため、組合はセンターの運営については組合員たちの雇用を揺るがすことのないよう要求し、西山短大は「短大全員の業務を確保し、待遇を確保すべきと考えています」と回答した（甲第3号証）。

その後、5名の組合員が組合を脱退し、有期雇用のため今後の雇用に不安を残す3名の組合員が支部を結成し、雇用の要求に限った団体交渉を申し入れることとした。

(3) 不当労働行為に該当する事実

2021年1月6日、組合及び支部は2020年度末で契約の更新が必要となる2名の組合員の次年度雇用に関する団体交渉を申し入れた（甲第4号証）。申し入れに先立つ2020年12月23日に、西山短大は「教員個人調書の作成について」とする依頼を発出し、「本学における教員資格審査に活用させていただく予定」として研究業績書、教員調書の提出を専任教員に求めていた。組合員たちにも同様の提出が求められたが、組合員らは採用時および第三者評価時にそれらの書類についてはすでに提出していることから、再び同様の書類を要求される意図を確認するため2021年1月20日、研究業績に関する要求書（甲第5号証）を提出了。同日、本件第1回団体交渉が行われた。団交において、西山短大は~~×~~組合員が西山短大の定める採用基準を満たしていないのではないかと考え、採用の経緯について調べておりその結果を踏まえて検討していると回答した。組合は、反論として規定に反する形の雇用があることを指摘した。

同年1月29日、組合員らが履歴書、及び研究業績書を提出すると、同年2月9日、西山短大は~~×~~組合員、~~×~~組合員に雇い止め通知書を送付した（甲第6号証、7号証）。

翌日10日、本件第2回団交が行われた。西山短大は組合員らの雇い止め理由として組合員らの担当してきた科目の適合性等を理由とし、組合は教授資格がないと判断したのか確認した。これに対して、西山短大は資格がないとは回答しなかった。

同年同月24日、本件第3回団交が行われた。第2回団交で明らかになった適合性の判断が専門性をもつ客観的なものでないこと、不合理であることを追及したが、西山短大は雇い止めを撤回しないと団交での説明、解決を拒否した。

同年3月17日、雇い止め通告をされた組合員らはストライキを行い、組合と共に闘団体はストライキ集会を開催した。西山短大は、このストライキに対して警察の介入を求めるなど、反労働組合の姿勢を見せた。また、要求書の手交を求めた理事長は本来出席すべき卒業式であったにもかかわらず不在であった。

(4) 本件不当労働行為について

① 雇い止め通告された2名の組合員らは、本件不当労働行為に至るまでに西山短大団交出席者である島袋教学部長のパワーハラスメントについても団体交渉および学内人権委員会によって、その解決を要求してきた。また、所属するセンターの運営について西山短大が主たる学生である中国からの留学生募集業務を合理的な理由を説明することなく中止したことについて、団体交渉で追及を続けてきた。

これまで、西山短大で講師として雇用された者は、ただ一人の例外を除いて雇い止めにされた者はいない。また、その一人についても団交の中で、次の職の確保について西山短大が誠意を尽くしてきたことも回答している。しかしながら、2名の組合員らについては、「短大全員の業務を確保し、待遇を確保すべきと考えています」との回答をしていましたにもかかわらず、そのような説明や努力も一切行われなかった。また、団交では今まで用いられることのなかった適合性や団交及び組合活動での組合員らの言動を雇い止め理由とした。このように合理的な雇い止め理由を説明することもなく、労働組合員の活動を忌避した雇い止め行為は労組法第7条第1号違反だと断じざるを得ない。

② [REDACTED]組合員は、京都西山短大支部の支部代表をしており、西山短大の経営基盤を危うくする方針に対して鋭く追及してきた。このような支部代表を狙い撃ちし、雇い止めとすることで支部を構成する組合員は1名のみとなった。このことは組合弱体化を狙った労組法第7条第3号支配介入にあたる。

③ 本件団体交渉では、雇い止めが示された組合員について、第1回団交においては、[REDACTED]組合員の採用経緯を調査する必要があるとしていたが、担当科目について何ら問題とはしなかった。第2回団交前に突然に科目の適合性等を理由とした雇い止め通知を発出したが、組合員らはすでにそれらの科目を5年～1年半の間、西山短大で担当しており、それらを受講し卒業単位と認定してきたのである。西山短大も卒業単位の適合性を認めており、本件団交でその適合性を判断したとする専門機関の存在も明らかにしないなど、合理的な理由がなされることはなかった。西山短大は組合員らの雇い止めを前提としていたことは明らかであり、団交継続中であるにもかかわらず、組合員らの研究業績書等の提出後すぐに雇い止め通知を組合の頭越しに組合員らに送付した。この行為は団体交渉を拒否した労組法第7条第2号また組合活動を効力のないものとする労組法第7条第3号支配介入にあたる。

(5) 結語

そもそも、雇い止め通告された2名の組合員は、教学部長からパワーハラスマントを受け続け、たまりかねて組合に加入してきたにすぎない。団体交渉では、このパワハラについても追求したが団交にも出席していた教学部長の態度は改まらず、[REDACTED]組合員に対して、それまで一緒に研究室を使っていたのにもかかわらず、「ここは、自分が使うから出ていけ」と研究室から追い出し、非常勤用の大部屋を使わざるを得ないこともあった。

パワハラを団交の場で問題にする組合員らは、目障りで辞めさせたい存在であったと推測される。また、団交に最後まで出席しなかった理事長は、西山短大の留学生の多さを忌み嫌い、日本人学生を増やす事を目的に、[REDACTED]組合員の

前職であった営業の経験から日本人学生の募集業務に従事させようとした。×
×組合員は現在の授業や研究、学生指導、コロナ禍でのウェブ関連の設備構築に忙殺されており困難であることを伝えている。これらの事を恨みに思った西山短大の経営人が、雇い止めに動いたことはあきらかである。労使対等の立場で合意を目指すべき団体交渉において合理的な説明を拒み、経営陣としての責任を放棄して組合員らを敵視した一連の行為について早期に救済命令を行うとともに、労使関係の正常化にむけてその役割を果たしていただきたい。

以上